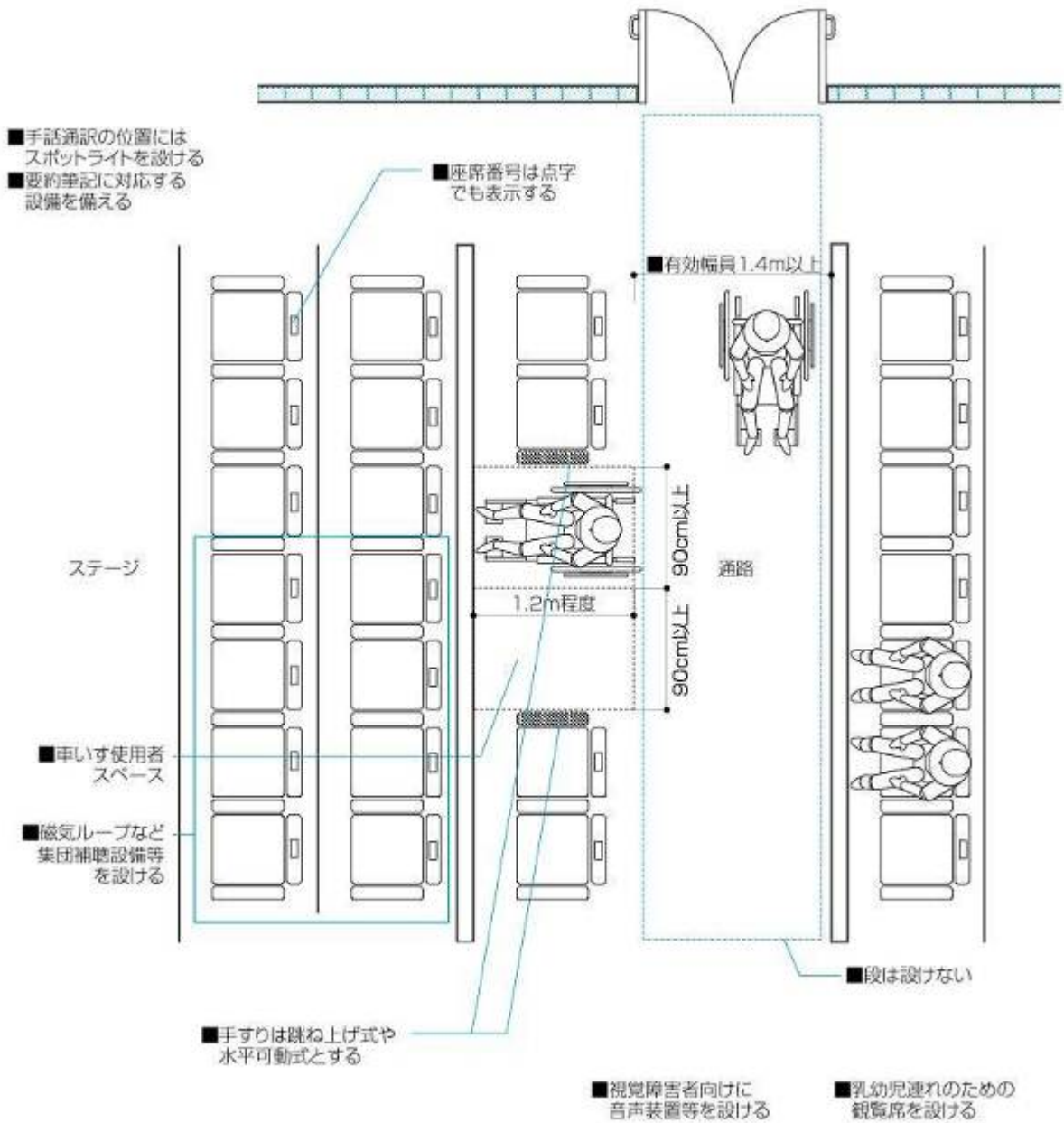


	措 置
共 通	▼設備・備品等 ○場内の両壁面に手すりを設ける。 ○上演時間以外は、客席部分の照度を十分確保する。
	▼その他 ○通路側の座席の肘掛は、高齢者・障害者等が利用しやすいよう跳ね上げ式や水平可動式とする。
車いす使用	■車いす使用者が利用できる客席
	▼数 ◇すべての興行場等に客席数の 1/100（又は 10）以上設置する。 ⇒●客席の床面積の合計が 200 m ² 以上の興行場等に客席数の 1/200（又は 10）以上設置する。
	▼位置 ◇出入口から容易に到達でき、かつ非常時に避難しやすく、観覧しやすい位置に設ける。 ⇒●出入口から容易に到達でき、観覧しやすい位置に設ける。 ○車いす使用者が利用できる客席は、舞台が見やすいよう、通路と接し、かつ舞台側に設置する。（図1） ○車いす使用者が利用できる客席が複数となる場合は、場内で客席位置を選択できるようにする。
	▼寸法 ○1席あたり間口 90 cm以上、奥行 1.5m程度とする。
	▼床 ●水平で、滑りにくく、平たんとする。
	▼設備等 ○容易に入入り及び転回が可能なスペースを設ける。 ○観覧スペースからの車いすの転落防止を防ぐため、ストッパーなどを設ける。 ○車いす使用者が利用できる客席の直前に席を設けないなどにより、前列までの客が立ち上がったときにも観覧等に支障のない構造とする。 ○車いす使用者が利用できる客席の隣席は同伴者が利用できる客席とする。
	▼通路 ◇幅 1.4m以上とする。（図1） ⇒●幅 90 cm以上とする。 ●表面は滑りにくく、平たんにする。 ●段を設けない（傾斜路設置の場合可）。（図1） ◇傾斜路の勾配は 1/15 以下とする。 ⇒●傾斜路の勾配は 1/12 以下（高低差 16 cm以下の場合 1/8 以下）とする。 ●傾斜路の始点及び終点には 1.5m以上の水平部分を設置する。 ○傾斜路の曲がり部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも 1.5m以上の水平な踊り場を設ける。 ○車いす使用者が利用できる客席が複数の場合には車いす同士がすれ違える通路幅とする。
▼仕上 ○じゅうたんやカーペットなどは手動車いすでの移動に支障のない毛足のものとする。	

視覚障害	<p>▼表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いすの背などに点字表示する、入り口付近で点字案内するなど、座席番号が確認できる工夫をする。(図1) <p>▼設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○視覚障害者向けに音声で舞台やスクリーンの状況を案内する装置等を設ける。
聴覚障害	<p>▼設備・備品等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○場内を暗くするときも手話通訳が読み取れるスポット照明を設ける。 ○要約筆記に対応する設備や機材を備える。 ○音声、字幕等の操作は実際の舞台等の進行具合を見つつ行う必要があるため、客席・観覧席に操作音が漏れず、舞台等の様子が分かるようにするとともに、機器操作のための配線がなされた場所を設ける。他の作業を行う場所と兼用する場合には、作業が交錯しないようにする。 ○広い会場で手話や要約筆記等を行う場合には、画面を拡大する等の配慮をする。 ○客席のどこからでも台詞や説明が字幕で見えるようにすることが理想だが、字幕が見える場所は確保するようにする。 ●磁気誘導ループや赤外線送受信装置など集団補聴設備等を設置する。(努力規定)(図1)
児童、乳幼児連れ	<p>▼設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児同伴の観覧者が周囲に気兼ねなく観覧できるよう区画された観覧室を設ける。その際に、広さの確保と防音対策を考慮する。 ○会議室のある集会施設には、託児スペースを確保する。
知的障害等	<p>▼設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区画された観覧室では、乳幼児同伴の観覧者以外にも必要とする人が利用できるように配慮する。

図1 客席の整備例



	措 置
<p>共 通</p>	<p>▼設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○車いす使用者以外の移動弱者（高齢者やベビーカーを使う乳幼児連れ等）が利用できる駐車施設を設ける。 ○発券所等は曲がり角や傾斜路上に設けない。 ○発券機や精算機等は、手や指の不自由な人も使えるように位置等に配慮し、運転手のみでなく助手席からも利用できるようにする。 ○見通しの悪いカーブ等にミラーを設置する。 <p>▼表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○駐車区画への誘導や車室の空き情報など案内表示する。 ○駐車施設、又は付近に、利用可能な対象者を案内する表示をする。
<p>車いす使用</p>	<p>■車いす使用者用駐車施設</p> <p>▼設置数</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇全駐車台数が200台以下の場合にあっては当該台数の1/50以上、200台を超える場合にあっては当該駐車台数の1/100に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設ける。 ⇒●不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場の駐車台数が25台を超える場合は、駐車台数の1/50以上（又は3台以上）の車いす使用者用駐車施設を設ける。 <p>▼位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ●利用円滑化経路ができるだけ短くなる位置に設ける。 ●地上階又は利用円滑化経路を構成するエレベーターが停止する階に設ける。 ○車いす使用者用駐車施設の他に、安全に乗降できるように、車寄せを設ける。 ○屋内駐車場の場合、車いす使用者用駐車施設は、エレベーターホールの入口付近に設ける。 ○複数台設けるときは隣接して設置する。（図1） <p>▼大きさ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●有効幅員は3.5m以上とする。（図1） ○1台の場合は、幅員5m以上とし、車体スペースの両側に1.4m以上の乗降用スペースを設置する。（図2） ○リフト付小型車両に対応できる長さ6m以上のスペースを設ける（リフト動作部分は通路を利用してもよい。）。 ○リフト付バス等の、車いす使用者送迎用の自動車の利用も想定した乗降スペースを確保する。 ○車いすからの乗降を想定しているスペースに屋根または庇を設ける場合には、車いす用リフト付き車両等にも対応した天井高さを確保する。（一般的な車いす用リフト付き車両の高さは、230cm程度） <p>▼地面・床面</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水平とし粗面又は滑りにくく平たんとする。 <p>▼通路の構造</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇敷地内の通路と同等の構造とする。 ⇒●利用円滑化経路を構成する敷地内の通路と同等の構造とする。 ○車と建物出入口までの間を雨にぬれない構造とする。

	<p>▼表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇車体スペースをカラー舗装する。(図1、2) <ul style="list-style-type: none"> ⇒●駐車施設、又は付近に、その案内を表示する。 ○標識や表面に国際シンボルマークを塗装するなど車いす使用者用である旨を明示する。(図1、2) ○乗降用スペースは、斜線で表示する。(図1、2) ○進入口に車いす使用者用駐車施設の設置がわかる表示をし、駐車施設まで誘導用の表示をする。 ○車いす使用者用駐車施設である旨を明瞭に表示する。 ○大規模駐車場や地下駐車場に、車いす使用者用駐車施設、便所、EVなどの案内図、避難誘導ルート等の案内図を設置する。
視覚障害	<p>▼誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○乗降車場から案内所、待ち合わせ場所まで視覚障害者誘導用ブロックを設ける。 <p>▼認識しやすさ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歩道と車両通行部分を識別しやすくする。 ○視覚障害者が敷地内の車路に進入してしまうのを防ぐために、歩道と車路の間に、周囲との違いを認知しやすい色の手すりを設ける等の配慮をする。
聴覚障害	<p>▼設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○駐車場発券機や料金精算機は聴覚障害者が容易に操作ができる操作説明や表示とする。 ○インターホンでは音声の聞き取りが困難なため、双方向性のモニター付きインターホンを設置する。また、聴覚障害者がどのような対応を得られるのか説明を示す。
その他	<p>▼設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○駐車場発券機や料金精算機は、携帯電話やETCの活用などにより、上肢障害者が容易に操作できる仕様とする。 <p>▼駐車場適正利用の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不適正利用に対する警告効果も兼ねて、標識は目立つものとする。 ○一般スペースと区別がつきやすくし、また不適正利用の抑止を図るために、表面への国際シンボルマークの塗装は、青色の地に白色のマークとする等、目立つものとする。 ○車いす使用者用駐車場の適正利用に向け、「パーキング・パーミット制度」や車いす使用者用駐車場入口に専用ゲートを設け「利用者登録制」を導入するなどの措置を講ずる。 ○パンフレット「障害者等用駐車場の適正利用のために」(国土交通省総合政策局)を参照。

図1 駐車場の整備例（車いす使用者用駐車スペースが複数台の場合）

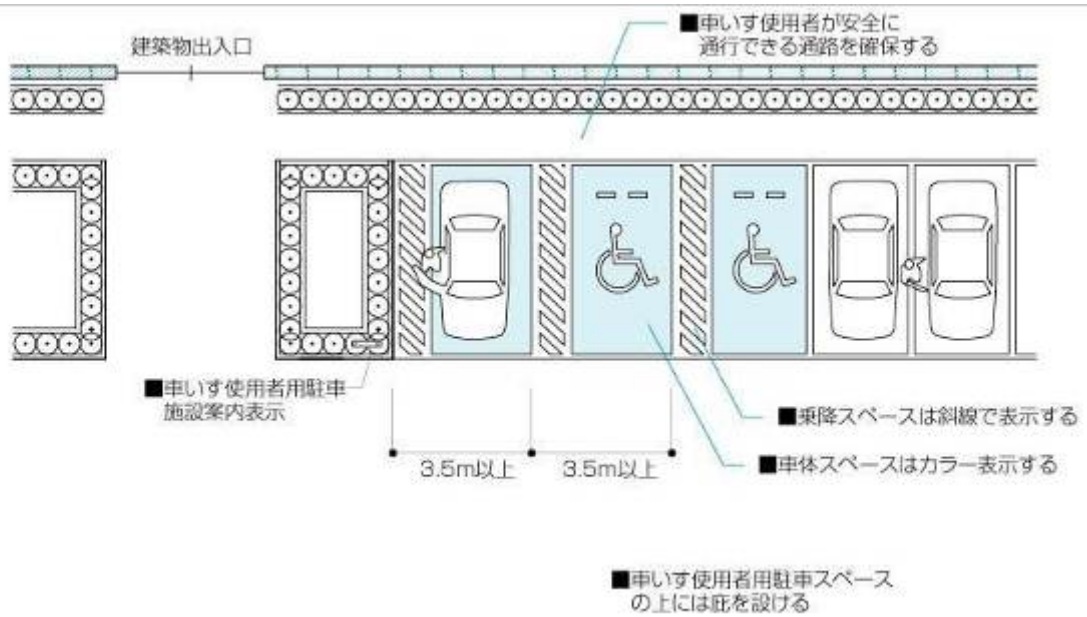
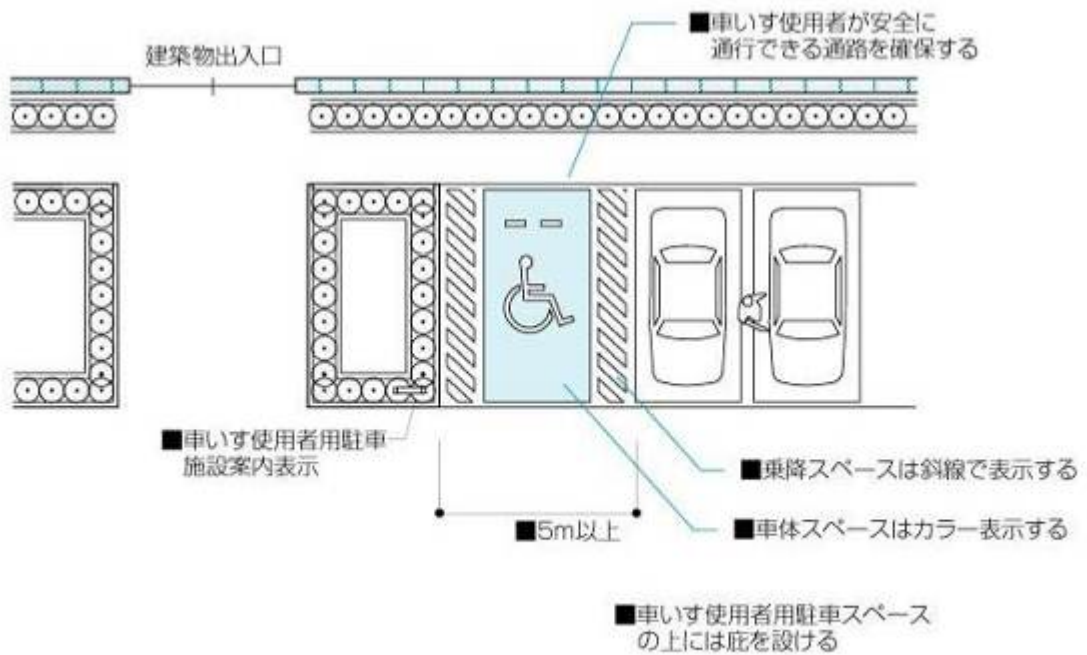


図2 駐車場の整備例（車いす使用者用駐車スペースが1台の場合）



	措 置
共 通	<p>▼仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施設の案内表示等は、位置、表記方法、文字の大きさ等を高齢者、障害者等に配慮する。 ○太線の大きめの文字や図を用いるなど分かりやすいデザインとし、背景色とのコントラストに配慮する。 ○色覚障害にも分かりやすい色使いとする。 ○白内障の黄変化視界が分かりやすいものとする。 ○文字の書体は認知しやすいものとする。(線の太さが一定の書体など) ○黄色は使用しない。文字は変色しない赤、黒等を用い、背景色と対比させると見やすい。 ○案内板等に用いるサイン(図記号)は、JISにより定められた案内用図記号(ピクトグラム)や絵記号(文字や話し言葉によるコミュニケーションの困難な人との意思疎通を支援するための記号)を用いる。 ○電光掲示板で文字情報を提供するときは、文字の字体、大きさ、色、スクロールさせる速さなど、見やすいように工夫する。 ○逆光や反射グレア、光の反射等により見にくくならないよう仕上げや設置位置、照明に配慮する。またケースがある場合、光の反射により見にくくならないようにする。 ○館内案内板には便所、エレベーター等障害者に配慮した設備の位置を表示する。 ○色については、JIS Z 8210:2002や「標準案内用図記号ガイドライン」(「(2)サイン」を参照。 <p>▼設置高さ・位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○掲出高さは、視点からの見上げ角度が小さく、かつ視点の低い車いす使用者等が見やすい高さとする。 ○部屋名表示など、様々な利用者に対応するため2段で表示することが望ましい。1ヶ所の場合は140cm程度の高さに設置する。 ○玄関付近や受付カウンター、エレベーターホール等の動線の要所には、分かりやすい案内表示を設ける。 ○案内板は各フロアに設ける。 ○動線を示す主要な案内板は、必要な情報が連続的に得られるように配置する。床面での案内表示は聴覚障害者から求める声が多く、弱視等に有効な案内方法である。 ○誘導用の案内板は、曲がり角ごとにわかりやすい位置に設ける。 ○「公共交通機関の旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」(交通ITのび・福祉財団)参照。 <p>▼設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○インターホンは、立位と車いす使用者両者が利用できる高さに設置する。 <p>▼ディスプレイ画面による案内</p> <ul style="list-style-type: none"> ○弱視等が見やすい媒体を選択する。 ○画面に近寄って見ることができるよう取り付け。 ○画面中央を目の高さとする。 ○読みとりやすい画面デザインとする。 ○案内装置の存在を分かりやすくする。
車いす使用	<p>▼表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇車いす使用者用便房のある便所は、当該便所の出入口又は付近に、そして館内案内板等にその案内表示をする。(図3) ⇒●車いす使用者用便房のある便所は、当該便所の出入口又は付近に、その案内表示をする。

	<p>◇車いす使用者用駐車施設のある施設は、当該駐車施設又は付近に、そして導入する車路にその案内表示をする。(図2)</p> <p>⇒●車いす使用者用駐車施設のある施設は、当該駐車施設、又は付近に、その案内表示をする。</p>
視覚障害	<p>▼誘導</p> <p>□すべての施設の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する部分</p> <p>⇒■床面積 1000 m²超の施設の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する部分</p> <p>◇段又は傾斜路の上端及び下端に近接する廊下等に、点状ブロック等の敷設を行う。(除外なし)</p> <p>⇒●段又は傾斜路の上端に近接する廊下等に、点状ブロック等の敷設を行う(傾斜路で勾配 1/20 以下、又は高低差 16 cm以下かつ勾配 1/12 以下の場合、自動車駐車施設の場合を除く。)</p> <p>◇傾斜路の上端に近接する踊場に、点状ブロック等の敷設を行う。(除外なし)</p> <p>⇒●傾斜路の上端に近接する踊場に、点状ブロック等の敷設を行う(自動車駐車施設の場合、踊場に連続して手すりを設ける場合を除く。)</p> <p>○階段の上端及び下端に近接する踊場に、点状ブロック等の敷設を行う。(除外なし)</p> <p>■道等から案内設備までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)</p> <p>◇主な動線が複数ある場合はいずれの通路も視覚障害者利用円滑化経路とする。</p> <p>⇒●1 以上を視覚障害者利用円滑化経路とする(自動車駐車施設の場合、人が常駐する受付から出入口を視認でき、かつ道等から当該出入口まで線状ブロック等と点状ブロック等を適切に組み合わせたもの、又は音声装置が設置されている場合を除く。)</p> <p>■視覚障害者利用円滑化経路</p> <p>●視覚障害者誘導用ブロックまたは音声装置を設置する。</p> <p>◇視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路では、車路に近接する部分、車路を横断する部分、段の上端及び下端又は傾斜のある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設する。(除外なし)</p> <p>⇒●視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路では、車路に近接する部分、段又は傾斜のある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設する(傾斜路で勾配 1/20 以下、又は高低差 16 cm以下かつ勾配 1/12 以下の場合、踊場に連続して手すりを設ける場合を除く。)</p> <p>▼視覚障害者誘導用ブロック</p> <p>①形状・色</p> <p>○視覚障害者誘導用ブロックは、JIS T 9251 による形状のものを使用する。</p> <p>○鋸形式の誘導用ブロックは白杖で縁を伝い歩きしづらいため避ける。</p> <p>○視覚障害者誘導用ブロックの色は黄色を原則とする。ただし、通路の色と紛らわしい時に限り、通路の色とのコントラストを考慮した色を用いる。○視覚障害者誘導用ブロックと周辺床材・舗装材との輝度比は 2.5 以上を確保する。</p> <p>②敷設方法(図6)</p> <p>○視覚障害者誘導用ブロックの屈曲や分岐は 90 度に交わることを原則とする。ただし大きな空間や長い通路を誘導するときは若干斜めに誘導しても問題はない。</p> <p>○線状ブロックと壁面や柱などとの距離は 60 cm 以上を確保する。</p> <p>○線状ブロックは 30 cm 幅で敷設する。</p> <p>○階段への敷設経路は、手を伸ばせば手すりに触れられる程度の距離を離れた位置とする。</p> <p>○点状ブロックは警告や案内対象物の手前 30 cm の位置に敷設する。</p> <p>○位置を案内する点状ブロックは 3 枚敷設を原則とする。</p> <p>○エレベーターへは乗場ボタンに誘導し、乗場ボタンの手前に点状ブロックを敷設する。</p>

- エスカレーターの乗り口、降り口部のランディングプレートから 30 cm 程度離し、固定手すりの内側に点状ブロックを敷設する。
- 点状ブロックを受付カウンター等の案内設備、戸又はマット直前に 3 枚程度設置する。(図 1、6)
- 誘導する経路上の傾斜路は線状ブロックを敷設して連続的に誘導する。(階段が併設されている場合は階段へ誘導する。)
- 歩道と敷地内の通路などを連続して誘導し、色は歩道部分とできるだけ統一する。
- 敷設位置は壁・塀に近すぎないように余裕を確保した位置とする。
- 屈折する場合に直角に配置するのは、全盲者が方向を間違えないよう、極端に遠回りな歩行ルートにならないようにする。

③その他

- 視覚障害者誘導用ブロック周囲の舗装材や床材及び目地を設ける場合は、白杖がひっかかるような目地の粗いものをさける。
- 市役所等、日常的に多様な人が利用する施設では、入口から案内カウンター等案内設備、エレベーター、階段、便所、福祉関係の窓口などの利用頻度が高いところまで連続的に誘導する。(図 1、6)

▼表示

- 視覚障害者誘導用ブロック、案内板、サイン、音・音声や光による誘導を効果的に組み合わせる。
- ディスプレイ画面による案内では、タッチパネル式の案内としない。

▼点字による案内等

- 必要に応じ玄関付近に、点字案内板、触知案内図、インターホンをわかりやすい位置に設置し、視覚障害者誘導用ブロックや音でその所在を案内周知する。
- 点字案内板等は、情報の単純化など視覚障害者が把握しやすいように工夫し、太線の大きな文字(墨字)や音声案内を併せもつものとする。
- 館内の点字等による案内等を備える。
- 点字案内板、触知案内図は手触りのよい素材で仕上げる。
- 点字は左から右に読まれることを配慮する。
- 点字案内表示は操作ボタン類等案内対象物の左側に示すことを原則とする。
- 点字と墨字による案内表示を手すりの端や曲がり角に設ける。文字はコントラストと文字間隔を考慮した太線の大きな文字とする。
- 点字は、はがれにくいものとする。
- 触れる高さにある表示物や表示のついた操作ボタン等には、太線で大きく浮き彫り文字とする。
- 点字触読を妨げる構造や配置としない。(触読中に凸状のものが手に触れない。)
- 点字の表示方法については JIS T 0921、触知案内図の情報内容及び形状、表示方法については、JIS T 0922 を参考。

▼音声による案内

- 音による案内で誘導を行う場合、単純な音とし、同一建物内においては統一する。
- 音声案内は聞き取りやすい提示方法とする。
- 非常時、緊急時における視覚障害者の避難、誘導案内などを、施設の実態に応じて、点字案内や声の案内(テープ)などで考慮しておく。
- 磁気センサーを用いた方式、ICタグや携帯電話のGPSを用いたGPS機能を用いて位置情報を得る方式等も有効である。

▼避難誘導

⇒■床面積 1000 m²以下の施設

- 避難用誘導灯を設ける場合には、点滅型誘導音装置付誘導灯その他視覚障害者に配慮した誘導灯を設ける。(努力規定)

色覚障害	<p>▼表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○色で識別する案内表示等では、凡例との色対応による識別が困難で表示内容が理解できない場合などがあるため、案内表示に文字による案内を併記する。 ○案内表示のデザインやボタン等の設備の設置の際には、背景色とコントラストに配慮する。 ○形だけで違いが分かるようにする。 ○色と色の境界には白又は黒の細線で縁取りをする。
聴覚障害	<p>▼設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○館内放送やアナウンス、非常ベルやサイレンなどの音声情報を、視覚、光、振動等の情報に転換して伝える。 ○インターホンでは音声の聞き取りが困難なため、双方向性のモニター付きインターホンを設置する。 <p>▼設備・備品等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難用誘導灯を設ける場合には、点滅型誘導音装置付誘導灯その他聴覚障害者に配慮した誘導灯を設ける。(図4) ○便房内や浴室に非常時の情報が分かるように文字案内やフラッシュライト等を設ける。 ○フラッシュライトを設置したときは、その説明文を便所の入口などに掲示する。 ◇呼び出しなど音声による案内を行うところでは、文字情報表示設備を設ける。又は振動等による伝達機器を備える。(図1) <ul style="list-style-type: none"> ⇒●(努力規定): 官公庁、医療施設、銀行等の案内設備には、文字情報表示設備を設ける。 ○耳マークには、「耳の不自由な方は、お申し出ください」等の文字を入れる。(図5)
内部障害	<p>▼表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇オストメイト対応器具のある便所は、当該便所の出入口又は付近、そして館内案内板等にその案内表示をする。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒●オストメイト対応器具のある便所は、当該便所の出入口又は付近に、その案内表示をする。 ○電子読み取りタグなど電波利用(発生)機器の設置にあたっては、人工心臓など植え込み型医療機器利用者への注意喚起を促すため、ステッカーなどによる表示を行う。 ○知的障害、発達障害、精神障害のある人のための施設整備のポイント集(国土交通省)を参考。(http://www.milt.go.jp/common/000045596.pdf)
児童、乳幼児連れ	<p>▼表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇乳幼児用ベッド(ベビーベッド)、乳幼児用いす(ベビーチェア)のある便所は、当該便所の出入口又は付近に、そして館内案内板等にその案内表示をする。(図5) <ul style="list-style-type: none"> ⇒●乳幼児用ベッド(ベビーベッド)、乳幼児用いす(ベビーチェア)のある便所は、当該便所の出入口又は付近に、その案内表示をする。
その他	<p>▼表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設の用途により主要な案内板・表示板等には外国語を併記する。 ○外国語を併記するときも、日本語表示が小さくならないよう配慮する。 ○ひらがなを併記する。

図1 文字情報表示設備の設置例

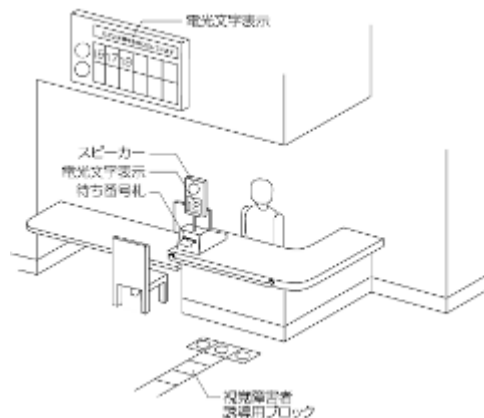


図2 車いす使用者用駐車施設の案内表示

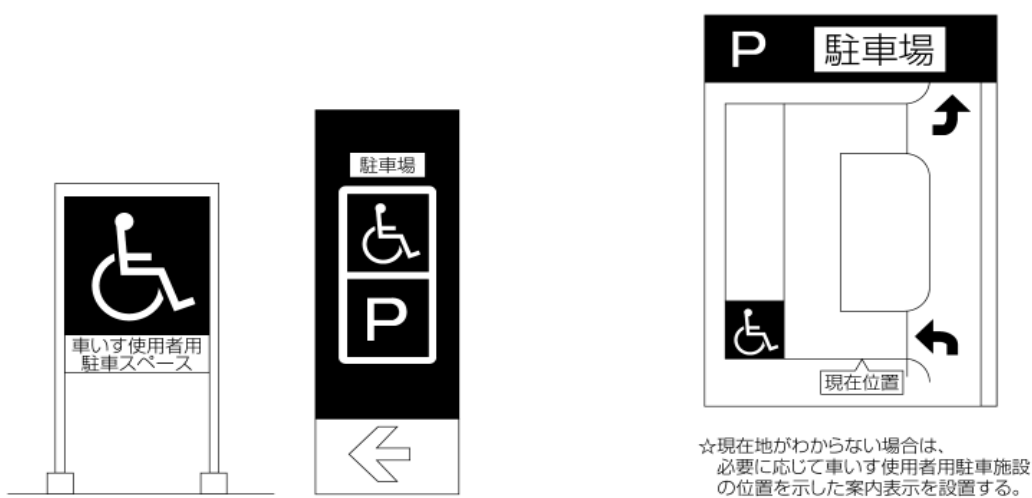


図3 車いす使用者用便房の案内表示



図4 視覚障害者に配慮した誘導音付の誘導灯

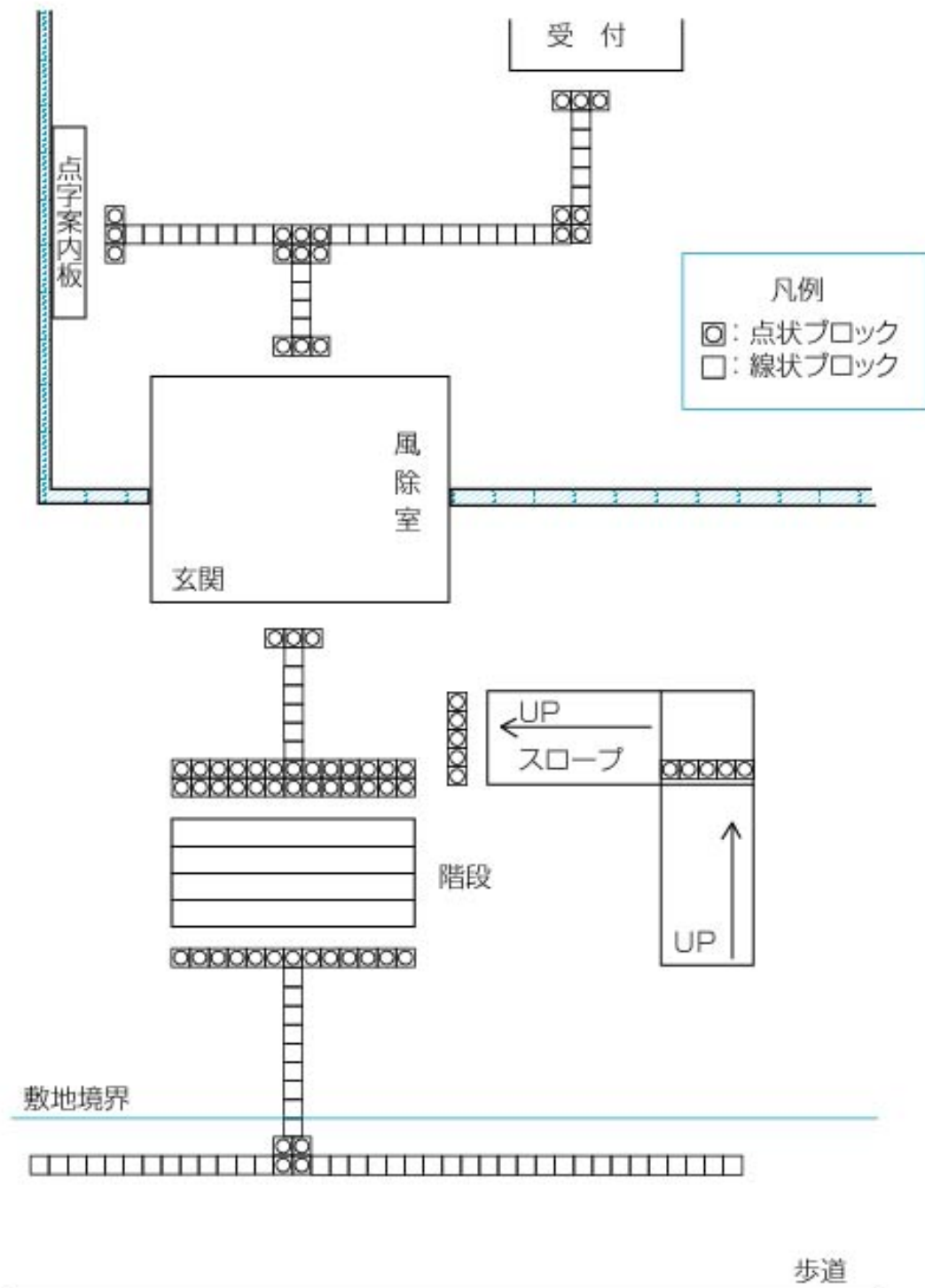


図5 館内案内表示例



案内表示の例
(左上) A E D
(右上) 耳マーク
(左下) 授乳室
(右下) ハートマーク

図6 誘導用ブロック敷設モデル例



	措置
共通	<p>▼床面</p> <ul style="list-style-type: none"> ●粗面又は滑りにくい材料とする。 ○濡れても滑りにくく、かつ転倒時や床をはって移動する場合を考慮し、体を傷つけない仕上げとする。 <p>▼段</p> <ul style="list-style-type: none"> ●出入口から浴槽等まで段を設けない。 <p>▼出入口</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇有効幅員 90 cm以上とする。(図1、2) ⇒●有効幅員 80 cm以上とする。 ●自動扉等で高齢者、障害者が容易に開閉して通過できる構造とする。 ●戸の前後に高低差を設けない。 ○シャワー室のブースはカーテン、アコーディオンカーテンでも可とする。 <p>▼設備・備品等</p> <p>①水栓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水栓はレバー式等操作のしやすいものとする。 ○浴室用水栓はサーモスタットの付いたレバー式とする。 ○湯水の別を色分けなどにより明確に区別できるようにする。 ○個室用の浴室の場合、水栓取り付け高さは、洗い場から手が届きかつ浴槽に座ったまま操作可能な高さとする。 <p>②シャワー</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原則としてハンドシャワーとし、シャワーヘッドはスライド式とするか、上下2カ所にヘッド掛けを設ける。 <p>③手すり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○洗い場及び浴槽の周囲に手すりを取付ける。(図1、2) ○手すりは水平及び垂直に配置する。特に洗い場、浴槽間の移動の動作を考慮して、浴槽近くには垂直タイプの手すりを設置する。(図2) ○脱衣室、洗い場間の移動の動作を考慮して、脱衣室、洗い場のしきり付近に垂直手すりを設置する。(図2) <p>④脱衣ベンチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○更衣、介助、休憩の際や荷物置き場として利用できる脱衣ベンチを設置する。 ○高さは、車いすの座面高さ(40~45 cm)と同程度とし、幅 1.8m程度以上、奥行き 45 cm程度以上とする。(大人が寝られる大きさ)(図1、2) ○上体の寄りかかるヘッドボードをつけ、表面仕上げはクッション材付きとする。 ○必要に応じ、脱衣ベンチの上部にぶら下がり用つり輪又は壁面に縦手すりを設ける。 <p>⑤ロッカー・収納棚</p> <ul style="list-style-type: none"> ○脱衣ロッカーは、補装具(義手義足など)を入れるため、大きめのものを設ける。 <p>▼認識しやすさ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各設備の視認性、識別性をよくする。 ○姿見など大型の鏡は空間の錯覚を起こしにくい工夫や設置場所に配慮する。 ○緊急通報ボタンは他のボタンと区別ができるものとする。 <p>▼照明</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人が錯綜しやすい場所では、十分な照度又は空間が識別しやすい照明とする。

	<p>▼その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緊急通報ボタンを、転倒したときと浴槽から手の届く位置にループやひもを付けて設置する。 ○介助者が異性の場合を考慮し、一般用の更衣室とは別に独立した室を設ける等の配慮をする。
車いす使用	<p>■不特定多数が利用する浴室等の1以上(男女の区別があるときはそれぞれ1以上)</p> <p>▼出入口</p> <ul style="list-style-type: none"> ○出入口前後に車いす転回スペース(直径 1.5m程度)を設ける。(図1、2) <p>▼設備・備品等</p> <p>①浴室</p> <ul style="list-style-type: none"> ●浴槽、シャワー、手すり等を適切に設置する。(図1、2) ○浴室に車いす使用者用洗い場を設ける場合、車いす座面と同程度の40 cm程度とし、下部には車いすのフットレストが入るようにスペースを確保する。 ○座面と同じ高さの洗い場とした場合、洗い場から浴槽に排水が流れ込まないように、浴槽の縁、縁からの水勾配、排水溝の工夫等十分配慮する。 ○浴槽の深さは50 cm程度、エプロン高さは車いす座面と同程度の高さ40 cm程度とする。また、滑りにくく、体を傷つけない仕上げとする。 ○車いす使用者の利用に配慮して、個室用の浴室には、浴槽の縁の1ヶ所に車いすから移乗できる移乗台を設ける。移乗台の高さ及び奥行きは、浴槽と同程度とし、幅は45 cm以上とする。(図2) ○移乗台下部には車いすのフットレストが入るようにスペースを確保する。 <p>②ロッカー・収納棚</p> <ul style="list-style-type: none"> ○車いすでの使用に適する高さ及び位置の収納棚を設ける。 ○収納棚は、下端30 cm程度、上端1.5m程度、奥行き60 cm程度とし、下部には車いすのフットレストが入るようスペースを確保する。 <p>⑦その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○シャワー用の車いすを備える。 <p>▼大きさ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保する。(図1、2) ○2方向以上から介助しやすい空間を設ける。 ○シャワーブースや更衣ブースは、車いすで回転できるスペースを確保する。(図1、2)
視覚障害	<p>▼表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○湯水の別を点字等により表示する。(図1、2) ○下足や更衣ロッカーの番号は、点字表示、周囲との明度差を大きく、浮き彫り文字などで触知できるようにする。
児童、乳幼児連れ	<p>▼設備・備品等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児用ベッド(ベビーベッド)等を備える。

図1 車いす使用者が利用できるシャワー室・更衣室の整備例

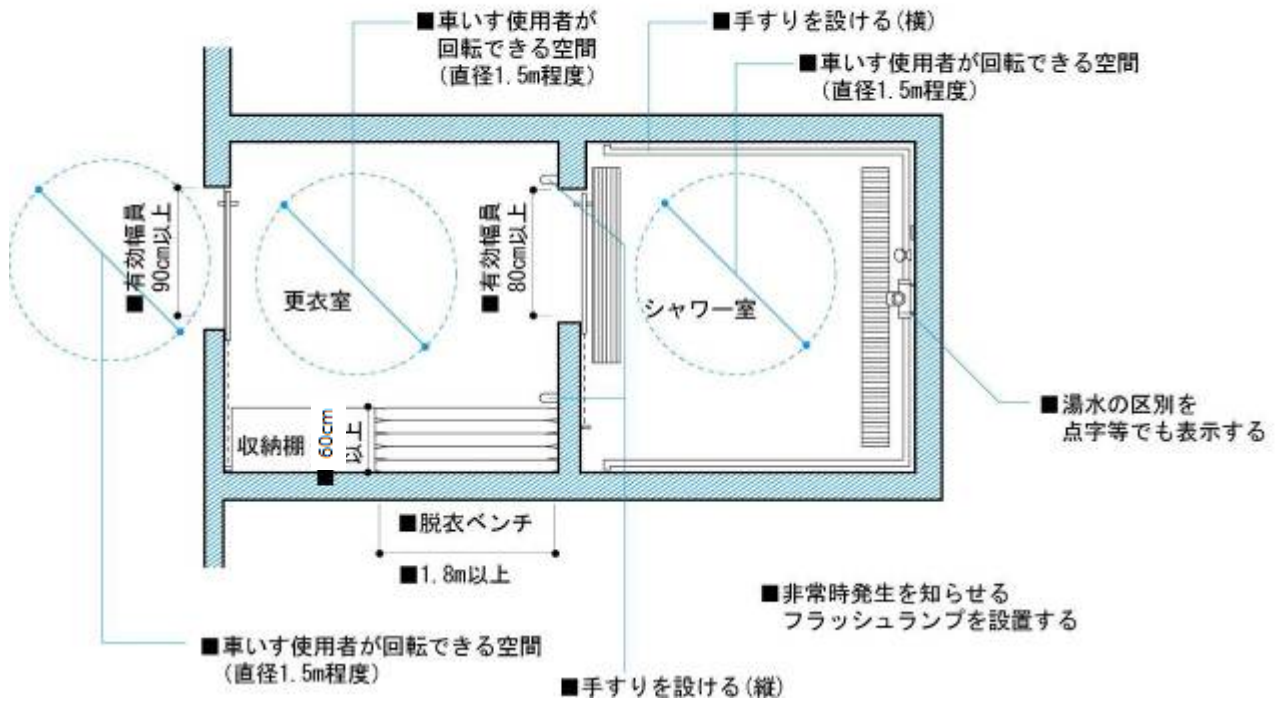
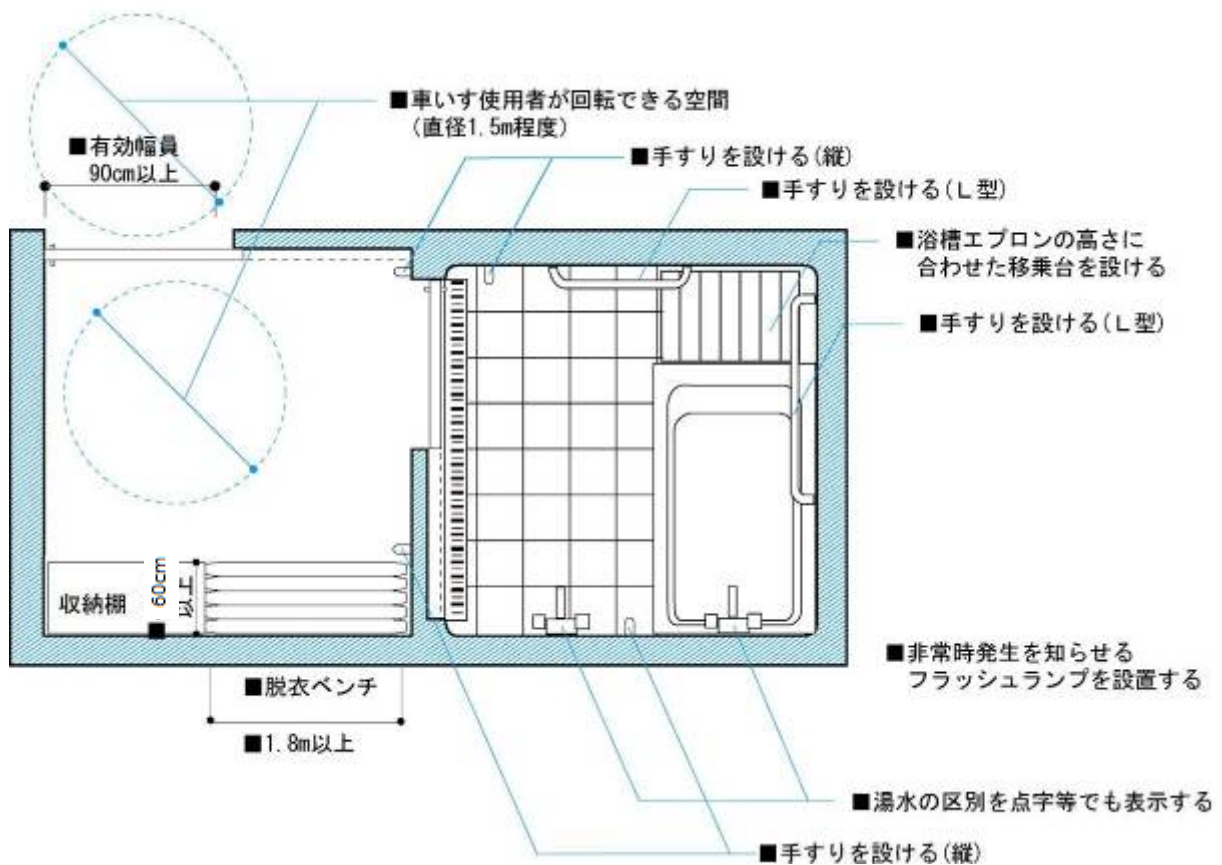


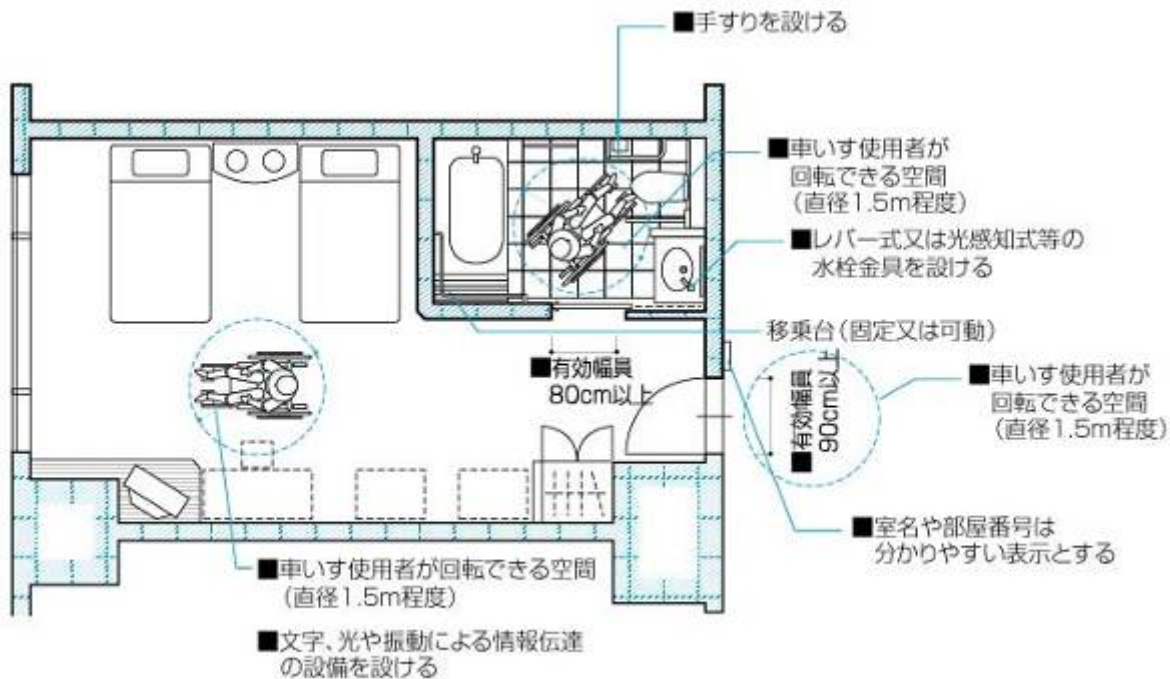
図2 車いす使用者が利用できる浴室・更衣室の整備例



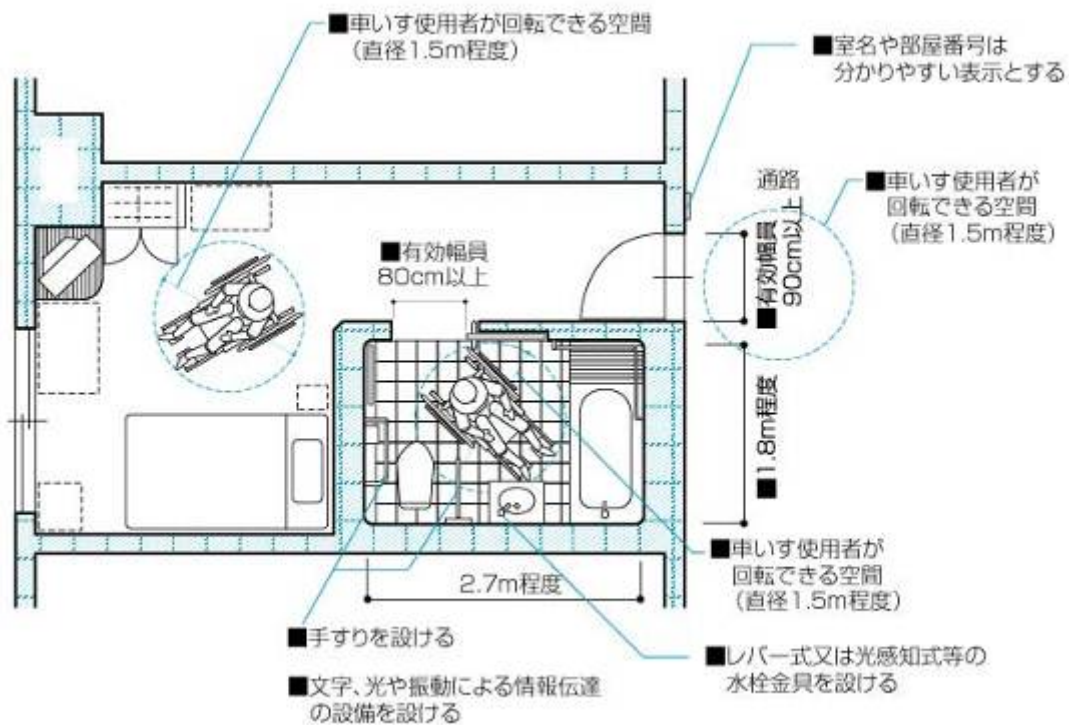
措置	
共通	<p>■すべての客室で</p> <p>▼仕上 ○浴室、便所を含み客室内に段を設けない。</p> <p>▼寸法 ◇客室の出入口の有効幅員は90cm以上とする。 ⇒●客室の出入口の有効幅員は80cm以上とする。</p> <p>▼設備・備品等 ○浴室、便所には手すりを設ける。 ○洗面台はレバー式又は光感知式等の水栓器具を備えたものとする。 ○給湯管に足が直接接しないようにする。 ○操作ボタン類は1m以下の高さとする。 ○スイッチ類は形状、大きさなど操作性のよいものとする。 ○ベッドボードの高さはマットレス上面より30cm以内とし、ベッド上で寄りかかりやすい形状とする。 ○ベッドサイドキャビネットの高さはマットレス上面より10cm程度高くする。 ○クローゼットのハンガーパイプは上下移動するなど高さが選べるものとする。 ○照明は、ベッド上から操作できるものとする。</p> <p>▼表示 ○室名や部屋番号は、目線の高さで表示して近寄ってみることができ、分かりやすい表示とする（図と地のコントラスト、照明）。</p>
車いす使用	<p>■車いす使用者等に配慮した客室</p> <p>▼設置数 ◇全客室数が200室以下の場合にあっては当該客室数の1/50以上、200室を超える場合にあっては当該客室数の1/100に2を加えた数以上設置する。 ⇒●床面積が2000㎡以上でかつ客室総数が50以上のホテル・旅館に1以上設置する。</p> <p>▼寸法 ◇出入口の有効幅員は90cm以上とする。（図1） ⇒●出入口の有効幅員は80cm以上とする。</p> <p>▼出入口 ●戸は自動扉その他高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。 ●戸の前後には高低差を設けない。 ○出入口前後に車いす回転スペース（直径1.5m程度）を1以上設ける。（図1）</p> <p>▼仕上 ○床仕上にカーペットを使用する場合は車いすの操作に支障のない毛足長さとする。</p> <p>▼設備・備品等 ●車いす使用者用便所を設置する。（図1） ●車いす使用者用の浴室等とする。（図1） ○通路、浴室、便所、洗面所、机やベッドの脇などは、直径1.5m以上の空間を確保する。 ○浴室、便所、洗面所などには緊急通報ボタンを設置する。 ○浴槽の深さは50cm程度、エプロンの高さは車いす座面と同程度の高さ40～50cm程度とする。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○鍵は車いす使用者等が使いやすいものとする。 ○洗面カウンターと床の空間は高さ65 cm以上を確保しカウンター上端を70 cm程度とする。 ○コンセント、スイッチ類は高さ上限1.1m程度と下限40 cm程度の間に設置する。 ○収納棚は下端30 cm程度と上端150 cm程度、奥行き60 cm程度で車いすのフットレストが入るものとする。 ○ベッド下に車いすのフットレストが入るものとする。 ○車いす使用者等に配慮した客室を複数設ける場合は、利き手の左右勝手を考慮して、扉の引き勝手・移乗台の方向などが逆になる部屋も設ける。
視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ▼認識しやすさ <ul style="list-style-type: none"> ○通路側で扉の位置が分かりやすいデザインとする。 ○客室の鍵は視覚障害者に配慮し、分かりやすく操作しやすいものとする。 ○カード型キーの場合は、表裏を手ざわり等でわかりやすくした上で、1カ所に切り口を入れると挿入方向が確認でき使いやすい。 ○入口付近の照明スイッチ位置を分かりやすくする。 ○室内の空間、家具配置の分かりやすいデザインとする。 ○電話機やスイッチ類の位置や表示を分かりやすくする。 ○スイッチはトグル式のものは採用しない。やむをえず用いる場合は、起点で音が鳴る、リセットできるなど視覚障害者が使用しやすいものとする。
	<ul style="list-style-type: none"> ▼仕上 <ul style="list-style-type: none"> ○床仕上に石を使用する場合は、照明が反射するような磨き仕上は避ける。
	<ul style="list-style-type: none"> ▼表示 <ul style="list-style-type: none"> ○点字や浮き彫り文字で部屋番号、部屋名を表示する。
	<ul style="list-style-type: none"> ▼その他 <ul style="list-style-type: none"> ○必要な時に情報が得られるように、音声ガイドを設置する。 ○屋外に補助犬用の排泄場所を確保する。
聴覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ▼設備・備品等 <ul style="list-style-type: none"> ○文字、光や振動により、情報伝達、注意喚起、ドアロックの認知ができる設備を設ける。(図1) ○文字放送対応の客室テレビとする。 ○電話に代わる通信手段として、双方向性ファックスを設置する。 ○非常時には客室テレビ画面に強制的に緊急通報する。 ○フラッシュライト及びバイブレーターにより情報を伝達する非常警報装置を設置する。
内部障害	<ul style="list-style-type: none"> ▼設備・備品等 <ul style="list-style-type: none"> ○オストメイト対応設備を設置する。 ○温水及びシャワー水栓を設置する。 ○小物置きを設ける。汚物流しに落下しにくいように工夫する。(p77 図9参照)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ▼設備・備品等 <ul style="list-style-type: none"> ○上肢の巧緻障害者用電話機を設置又は貸出す。

図1 車いす使用者用客室の例
○ツインルームの場合



○シングルルームの場合



13. カウンター等

措置

項目別の整備の考え方⇒42p

	措置
共通	<p>◇カウンター等は高齢者、障害者等の利用に配慮した部分を設置する。 ⇒●高齢者、障害者等の利用に配慮したカウンター等を1以上設置する。</p> <p>○立位で使用するカウンター等は、身体の支えとなるよう床及び壁にカウンターを固定し、必要に応じ手すりを設ける。</p> <p>○可動式のいすを備える。</p> <p>○受付カウンター、記載台、公衆電話、水飲み器等には車いす使用者の利用に配慮したものを併せて設置する。(子どもなど身長の高い人にも対応)</p> <p>○カウンターの高さは70cm程度とし、下部スペースは高さ65cm程度、奥行き50~60cm程度とする。</p> <p>○カウンター前面に車いす使用者が回転できるスペース(1.5m以上)を設置する。</p> <p>○カウンター周囲の床面は水平とする。</p> <p>○カウンターに溝を設けると、立ち上がる時、車いすで寄りつくとき等に手を掛けることができる。</p> <p>○カウンター等に操作を要する機器を置くときは、操作位置の最高高さが1m以下とする。</p>
視覚障害	<p>○視覚障害者には明るい方が見やすい人、反対に暗い方が見やすい人もいるため、机上の照度を調節できる手元照明を設ける。</p> <p>○スポットライトによる照明は避ける。</p> <p>○拡大読書器を設置する。</p> <p>○杖等を立てかける場所を設ける。</p>
聴覚障害	<p>○銀行、病院等で呼び出しを行うカウンターでは、音声によるほか、聴覚障害者の利用に配慮して電光掲示板、文字表示機器、振動呼び出し機器などで併せて対応する。</p> <p>○特に病院では、必要に応じてIT機器の活用を行う。</p>

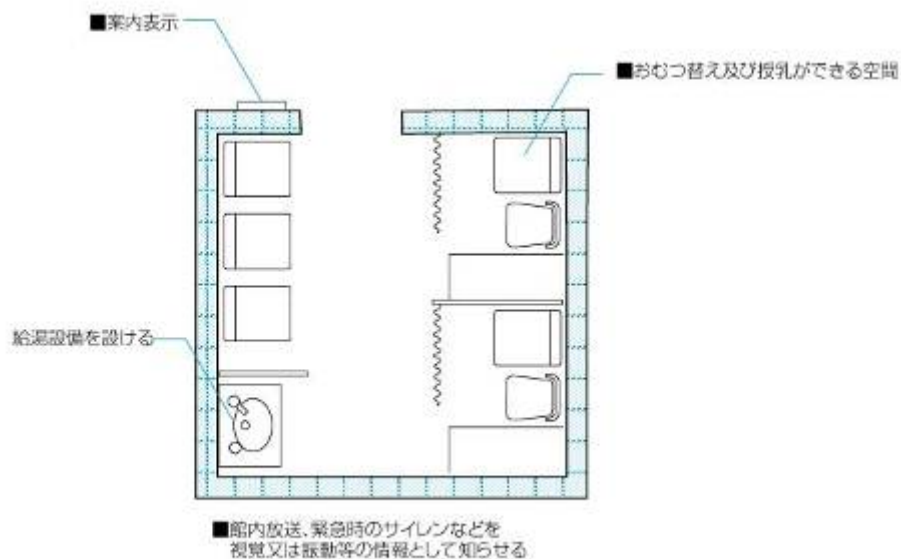
14. 授乳室等

措置

項目別の整備の考え方⇒43p

措置	
共通	<p>▼設置数</p> <p>◇官公庁、病院、物品販売店舗等乳幼児連れの利用が想定される施設では授乳室等を1以上設置する。 ⇒●官公庁、病院、物品販売店舗等には授乳室等を1以上設置する。(努力規定)</p>
	<p>▼設備</p> <p>○授乳専用の区画を設けてプライバシーを確保しながら複数の親子で同時に利用できるようにする。(図1)</p> <p>○世話をする人の男女の別なく共用する時は、個室として施錠できるようにする。</p> <p>○授乳もおむつ替えもできる部屋とする。(図1)</p> <p>○おむつ替えのための台等を適切に設ける。なお、配置については、ベビーカー等の通行を妨げないように配慮する。</p> <p>○イスは授乳しやすいものとする。</p> <p>○給湯や哺乳ピンの消毒ができる設備を備えるか、それらができる場所や方法を案内する。(図1)</p> <p>○授乳のためのスペースの周辺には、荷物置き場を設ける。</p>
視覚障害	<p>▼表示</p> <p>○出入口付近には授乳のできる場所であることを表示する。(図1)</p> <p>○男性が哺乳ピンで授乳する場合もあり授乳室が女性専用であるとイメージさせないようにする。</p> <p>○授乳室等が2以上ある場合は最寄りの授乳室やおむつ替えができる場所を案内表示する。</p>
	<p>▼表示</p> <p>○利用にあたっての手引きや連絡方法、室内の配置や利用方法等を点字や触知図などにより案内する。</p>

図1 授乳室の整備例



	措置
共通	<p>▼設置場所等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○形状、強度等に十分配慮する必要があるが、棚、窓の棧等を握りやすい形状とし、手すりとしても併用できるようにする方法も考えられる。 ○将来新たな手すりをつけることが可能なように、より広い範囲に、手すりの取り付けが可能な下地を入れて壁を補強しておく。 <p>▼連続性等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○手すりは起点から終点まで連続して、壁に堅固に設置する。 ○廊下の手すりは両側に連続して設ける。柱型の突出部分についても、手すりをまわす。 ○エスカレーターや動く歩道乗降口の固定手すりは、ベルトと同じ高さ及び幅とする。 <p>▼高さ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○手すりの高さ（通路、廊下、傾斜路、階段）は以下の通りとする。（図1） （註：手すりの高さは、手すりの上端の高さを示す。） 1本の場合 H=75～85 cm程度 2本の場合 H=75～85 cm程度 H=60～65 cm程度 <p>▼移乗等動作補助用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○便所や浴室には動作に応じて水平及び垂直に適切に設ける。 ○位置が遠すぎる手すりなどは、動作の補助とならないため、適切な位置に設ける。 ○便房内の場合、手すりの設置により、便器洗浄ボタンや緊急通報ボタン、ペーパーホルダー等が利用しにくくならないように注意する。 ○手すりを連続設置した場合であっても、ベンチ、案内板、植木鉢、自動販売機、消火器等が動線上に設置されると障害物となり危険である。これらを防止するため、設計段階から設備・備品の設置場所をあらかじめ計画しておく。 <p>▼形状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○断面の形状は、握りやすいことを第1の条件とし、外径3～4cm（小児用の場合3cm）程度とする。（図2） ○端部は、衝突時の危険性を少なくし、服の袖の引掛りを避ける等のため、曲げて納める。（図4） <p>▼壁との関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○壁との間隔は、4～5cm程度とし、手すりの支持は、下側で行う。（図2） ○手すりの位置が認識できるよう周囲の壁等と識別しやすい色とする。 ○手すりがとりつく部分の壁の仕上げは、なめらかなものとする。 <p>▼材質</p> <ul style="list-style-type: none"> ○肌触りがよく、耐食性、耐久性があり、メンテナンスの容易なものとする。 ○階段、傾斜路等の手すりは体重をかけた時に滑りにくいものとする。 ○金属製の手すりは、冬季になると冷たくなるため、高齢者や視覚障害者、肢体不自由者等、手すりを頼りに移動する者にとって支障となる。気温が低い場合でも冷たさを感じにくい材質とするなどの配慮をする。

	<p>○手すり及び手すりの支持で、静電気の放電が生じにくいものとする。</p>
<p>視 覚 障 害</p>	<p>▼設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○手すりの近くに消火器や案内板等が置かれていたりすると、視覚障害者が衝突する危険があるため、注意が必要。 ○誘導用手すりが設置できない場合、音による案内などを設ける。 <p>▼表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○階段手すり及び廊下等の手すりの端部、曲がり角部分等には、現在位置と誘導内容等を点字表示する。(図5) ○階段手すりの点字表示は、現在位置及び上下階の情報等を、上端及び下端の水平部分に表示する。 ○エスカレーターや動く歩道乗降口の固定手すりの点字表示は、滞留が生じないように昇降機から離れた位置に表示する。 ○点字表示については、JIS T 0921 を参照。

図1 手すりの高さの例

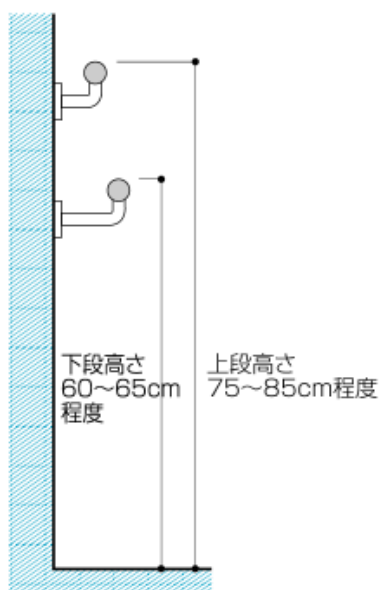


図2 手すりの位置と形状の例

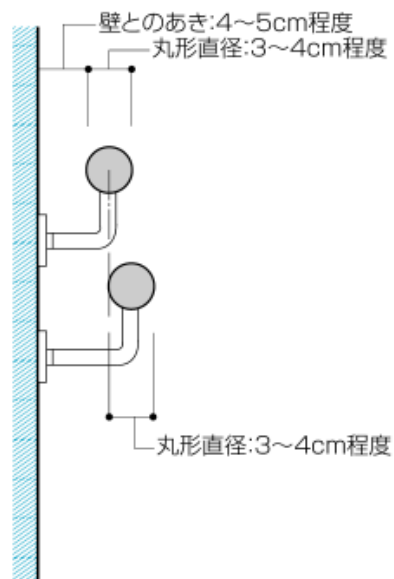


図3 傾斜路等の下端水平部分の例

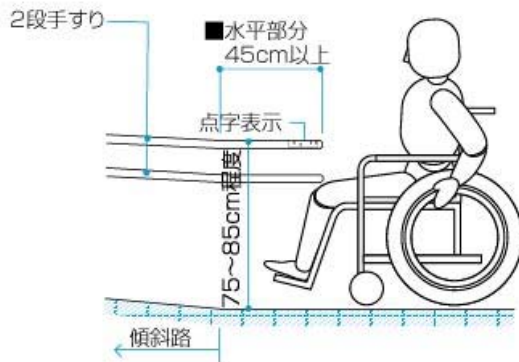


図4 手すりの端部の例

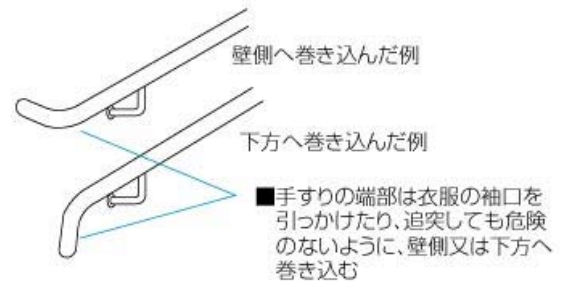


図5 点字と墨字による案内表示の例

